県　章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
（当日が県の休日に当たるときは休刊とする。）

目　　次

告　示
○生活保護法による医療扶助のための医療を担当させる指定医療機関の指定（福祉・援護課）…… 1
○生活保護法による介護扶助のための介護を担当させる指定介護機関の所在地の変更の届出（福祉・援護課）…… 2
○生活保護法による医療扶助のための医療を担当させる指定医療機関の事業の廃止の届出（福祉・援護課）… 2
○生活保護法による介護扶助のための介護を担当させる指定介護機関の事業の廃止の届出（福祉・援護課）… 3
○生活保護法による介護扶助のための居宅介護を担当させる機関の指定（福祉・援護課）…… 3
○生活保護法による介護扶助のための福祉用具の給付を担当させる機関の指定（福祉・援護課）…… 4
○土地改良区の役員の就任の届出（村づくり計画課）…… 4
○漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅（水産課）…… 5
○基本測量の実施の終了の通知・６件（道路管理課）…… 5
○公共測量の実施の終了の通知・２件（道路管理課）…… 7
公　告
○特定非営利活動法人の設立の認証申請（県民生活課）…… 7
○大規模小売店舗の新設の届出・２件（商工振興課）…… 7
病院事業局事項
○沖縄県病院事業局嘱託員設置規程の一部を改正する訓令…… 9
教育委員会事項
○沖縄県立博物館・美術館の観覧料の承認…… 10
公安委員会事項
○沖縄県道路交通法施行細則の一部を改正する規則…… 10
海区漁業調整委員会事項
○漁業法に基づく指示事項…… 11

告　　示

沖縄県告示第240号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成22年４月16日

沖縄県知事　　仲　井　眞　　弘　多

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
伊志嶺整形外科	那覇市久茂地３丁目24番14号	平成22年２月１日
○クリニック	宜野湾市真栄原三丁目17番２号	平成22年２月１日
さむら脳神経クリニック	宜野湾市嘉数二丁目２番１号広栄メディカルビル１Ｆ	平成22年２月５日
光クリニック	宜野湾市嘉数二丁目２番１号広	平成22年２月５日

	栄メディカルビル２Ｆ	
まみ皮フ科クリニック	宜野湾市嘉数二丁目２番１号広栄メディカルビル２Ｆ	平成22年２月５日
オアシス前田薬局	那覇市首里石嶺町１丁目127番地１	平成22年３月１日
下地内科クリニック	那覇市長田１丁目24番26号	平成22年３月１日
ひさつねクリニック	那覇市字古島266番地３グランデュール古島駅前１階	平成22年３月１日
ひまわり薬局　天久店	那覇市字天久910番地	平成22年３月１日
たくし薬局	那覇市長田１丁目24番26号	平成22年３月２日

沖縄県告示第241号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の２第４項において準用する同法第50条の２の規定により、指定介護機関から次のとおり所在地を変更した旨の届出があった。

平成22年４月16日

沖縄県知事　　仲　井　眞　　弘　多

１　通所介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
ケアサービスせなは	読谷村字長浜1110番地	読谷村字瀬名波632番地	読谷村字長浜1110番地	平成21年11月１日

２　居宅介護支援

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
ケアサービスせなは	読谷村字長浜1110番地	読谷村字瀬名波632番地	読谷村字長浜1110番地	平成21年11月１日

３　介護予防通所介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
ケアサービスせなは	読谷村字長浜1110番地	読谷村字瀬名波632番地	読谷村字長浜1110番地	平成21年11月１日

沖縄県告示第242号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の２の規定により、指定医療機関から次のとおり事業を廃止した旨の届出があった。

平成22年４月16日

沖縄県知事　　仲　井　眞　　弘　多

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	廃止年月日
伊志嶺整形外科	那覇市久茂地３丁目12番12号	平成22年２月１日
ひさつねクリニック	那覇市松川２丁目16番１号シオンハウス２階	平成22年２月10日

沖縄県告示第243号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の２第４項において準用する同法第50条の２の規定により、指定介護機関から次のとおり事業を廃止した旨の届出があった。

平成22年４月16日

沖縄県知事　仲　井　眞　弘　多

１　訪問介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	廃止年月日
ケアサービスせなは	読谷村字瀬名波632番地	平成21年９月30日

２　居宅介護支援

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	廃止年月日
桜山荘介護支援センター豊見城	豊見城市字翁長854番地２サクセスビル202	平成22年３月31日

３　介護予防訪問介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	廃止年月日
ケアサービスせなは	読谷村字瀬名波632番地	平成21年９月30日

沖縄県告示第244号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の２第１項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成22年４月16日

沖縄県知事　仲　井　眞　弘　多

１　通所介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
通所介護ライフサポートゆらぎ	読谷村字瀬名波632番地ウィンズトウヤマ１Ｆ	平成22年２月26日
デイサービスちゅらさん	浦添市屋富祖二丁目24番７号仲村ビル４Ｆ	平成22年３月１日
さくらガーデンデイサービスセンター	沖縄市美原一丁目11番21号	平成22年３月１日
デイサービスねさぶ	豊見城市字根差部588番地３	平成22年３月１日
デイサービスまごころ	宮古島市平良字狩俣1674番地	平成22年３月１日
デイサービス　フェアネス	南風原町字本部490番地６	平成22年３月１日

２　小規模多機能型居宅介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
小規模多機能型居宅介護事業所いっしん	大宜味村字津波418番地	平成22年２月23日

３　介護予防訪問看護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日

訪問看護ステーションぎのわん	宜野湾市宜野湾三丁目４番３号	平成21年７月１日

４　介護予防通所介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
通所介護ライフサポートゆらぎ	読谷村字瀬名波632番地ウィンズトウヤマ１Ｆ	平成22年２月26日
デイサービスちゅらさん	浦添市屋富祖二丁目24番７号仲村ビル４Ｆ	平成22年３月１日
さくらガーデンデイサービスセンター	沖縄市美原一丁目11番21号	平成22年３月１日
デイサービスねさぶ	豊見城市字根差部588番地３	平成22年３月１日
デイサービスまごころ	宮古島市平良字狩俣1674番地	平成22年３月１日

５　介護予防小規模多機能型居宅介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
小規模多機能型居宅介護事業所いっしん	大宜味村字津波418番地	平成22年２月23日

沖縄県告示第245号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の２第１項の規定により、介護扶助のための福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成22年４月16日

沖縄県知事　　仲　井　眞　　弘　多

介護予防福祉用具貸与

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
有限会社シルバー館	宜野湾市上原一丁目17番９号	平成21年12月１日

沖縄県告示第246号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり糸満市喜屋武第３土地改良区から役員が就任した旨の届出があった。

平成22年４月16日

沖縄県知事　　仲　井　眞　　弘　多

１　就任

理事、監事の別	氏　　名	住　　所
理事	徳嶺敬正	糸満市字喜屋武342番地
理事	久米幸親	糸満市字喜屋武1901番地の３
理事	徳嶺武	糸満市字喜屋武339番地
理事	幸地義則	糸満市字喜屋武391番地
理事	亀甲康栄	糸満市字喜屋武348番地
理事	大保新幸	糸満市字喜屋武442番地の２

理事	栄盛光秀	糸満市字喜屋武346番地
理事	仲西栄二	糸満市字照屋804番地の１コーポ大城３－Ｃ
監事	亀甲武光	糸満市字喜屋武239番地
監事	慶留間清栄	糸満市字喜屋武492番地
監事	前原信栄	那覇市長田２丁目22番15号

任期　平成22年３月25日から平成26年３月24日まで

２　退任

理事、監事の別	氏　　名	住　　所
理事	徳嶺敬正	糸満市字喜屋武342番地
理事	久米幸親	糸満市字喜屋武1901番地の３
理事	徳嶺武	糸満市字喜屋武339番地
理事	幸地義則	糸満市字喜屋武391番地
理事	亀甲康栄	糸満市字喜屋武348番地
理事	大保新幸	糸満市字喜屋武442番地の２
理事	栄盛光秀	糸満市字喜屋武346番地
理事	仲西栄二	糸満市字照屋804番地の１コーポ大城３－Ｃ
監事	亀甲武光	糸満市字喜屋武239番地
監事	慶留間清栄	糸満市字喜屋武492番地
監事	前原信栄	那覇市長田２丁目22番15号

沖縄県告示第247号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の２第１項第１号の規定により、平成18年沖縄県告示第322号で同意の認定をした読谷加入区について普通損害保険に付すべき義務が消滅した。

平成22年４月16日

沖縄県知事　仲　井　眞　弘　多

沖縄県告示第248号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第２項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成22年４月16日

沖縄県知事　仲　井　眞　弘　多

１(1)　基本測量を実施した地域　浦添市、宜野湾市、沖縄市、うるま市、西原町、中城村、北中城村、北谷町及び嘉手納町

(2)　基本測量を実施した期間　平成21年５月１日から平成22年３月31日まで

(3)　作業種類　基本測量（基準点改測作業）

２(1)　基本測量を実施した地域　粟国村

(2)　基本測量を実施した期間　平成21年５月１日から平成22年３月31日まで

(3)　作業種類　基本測量（基準点測量作業）

３(1)　基本測量を実施した地域　竹富町及び与那国町

⑵　基本測量を実施した期間　平成21年５月１日から平成22年３月31日まで
⑶　作業種類　基本測量（基準点現況調査作業）
４⑴　基本測量を実施した地域　石垣市、竹富町及び与那国町
⑵　基本測量を実施した期間　平成21年５月１日から平成22年３月31日まで
⑶　作業種類　基本測量（電子基準点現地調査作業）

沖縄県告示第249号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第２項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成22年４月16日

沖縄県知事　　仲　井　眞　　弘　多

１　基本測量を実施した地域　石垣市
２　基本測量を実施した期間　平成21年５月21日から平成22年３月26日まで
３　作業種類　基本測量（超長基線測量）

沖縄県告示第250号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第２項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成22年４月16日

沖縄県知事　　仲　井　眞　　弘　多

１　基本測量を実施した地域　沖縄県全域
２　基本測量を実施した期間　平成21年５月27日から平成22年３月31日まで
３　作業種類　基本測量　電子国土基本図（地図情報）修正測量

沖縄県告示第251号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第２項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成22年４月16日

沖縄県知事　　仲　井　眞　　弘　多

１　基本測量を実施した地域　那覇市、浦添市、名護市、糸満市、沖縄市及びうるま市
２　基本測量を実施した期間　平成21年９月28日から平成22年３月26日まで
３　作業種類　基本測量（地理識別子整備業務）

沖縄県告示第252号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第２項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成22年４月16日

沖縄県知事　　仲　井　眞　　弘　多

１　基本測量を実施した地域　那覇市、宜野湾市、石垣市、浦添市、名護市、糸満市、沖縄市、豊見城市、うるま市、南城市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、恩納村、宜野座村、金武町、伊江村、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村、西原町、八重瀬町、与那原町、南風原町、伊平屋村、伊是名村及び竹富町
２　基本測量を実施した期間　平成21年10月１日から平成22年３月31日まで
３　作業種類　基本測量（基準点現況調査作業）

沖縄県告示第253号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第２項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成22年４月16日

沖縄県知事　仲　井　眞　弘　多

1　基本測量を実施した地域　那覇市、宜野湾市、読谷村及び北谷町
2　基本測量を実施した期間　平成21年10月27日から平成22年３月26日まで
3　作業種類　基本測量（基盤地図情報整備業務）

沖縄県告示第254号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第２項の規定により、沖縄総合事務局宮古伊良部農業水利事業所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成22年４月16日

沖縄県知事　仲　井　眞　弘　多

1　公共測量を実施した地域　宮古島市伊良部島
2　公共測量を実施した期間　平成21年10月15日から平成22年３月24日まで
3　作業種類　公共測量（レベル2,500ディジタルマッピング）

沖縄県告示第255号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第２項の規定により、沖縄総合事務局宮古伊良部農業水利事業所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成22年４月16日

沖縄県知事　仲　井　眞　弘　多

1　公共測量を実施した地域　宮古島市仲原
2　公共測量を実施した期間　平成21年11月10日から平成22年３月８日まで
3　作業種類　公共測量（レベル1,000及び2,500ディジタルマッピング）

公　　告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号）第10条第１項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県文化環境部県民生活課において、平成22年５月28日まで縦覧に供する。

平成22年４月16日

沖縄県知事　仲　井　眞　弘　多

1　申請のあった年月日　平成22年３月29日
2　申請に係る特定非営利活動法人の名称　特定非営利活動法人ゴールデンホープＣＬＵＢ
3　代表者の氏名　仲田優
4　主たる事務所の所在地　沖縄県国頭郡金武町字金武3526番地１
5　定款に記載された目的　この法人は、金武町内の求職者、離職者、生活弱者を優先に技術、技能の向上を推進し職業の安定的基盤を確保しながら、求職者、離職者、生活弱者を救済し支援し、地域の活性化を促して行く事を目的とする。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第５条第１項の規定により、次のとおり新設の届出があった。

なお、関係書類は、平成22年４月16日から同年８月16日までの間、沖縄県観光商工部商工振興課及び北谷町建設経済部経済振興課において縦覧に供する。

平成22年４月16日

沖縄県知事　仲　井　眞　弘　多

1　届出年月日　平成22年２月16日
2　届出の概要

⑴　大規模小売店舗の名称及び所在地　（仮称）サンエーはまかわ店　北谷町字宮城１番地の37
⑵　大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名　沖縄トヨタ自動車株式会社　浦添市勢理客四丁目18番１号　代表取締役　上地弘展
⑶　当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名　株式会社サンエー　宜野湾市大山七丁目２番10号　代表取締役　上地哲誠
⑷　大規模小売店舗の新設をする日　平成22年11月１日
⑸　大規模小売店舗内の店舗面積の合計　2,154平方メートル
⑹　駐車場の位置及び収容台数　位置　次の図のとおり、収容台数　175台
（「次の図」は省略し、沖縄県観光商工部商工振興課及び北谷町建設経済部経済振興課において縦覧に供する。）
⑺　駐輪場の位置及び収容台数　位置　次の図のとおり、収容台数　20台
（「次の図」は省略し、沖縄県観光商工部商工振興課及び北谷町建設経済部経済振興課において縦覧に供する。）
⑻　荷さばき施設の位置及び面積　位置　次の図のとおり、面積　55.53平方メートル
（「次の図」は省略し、沖縄県観光商工部商工振興課及び北谷町建設経済部経済振興課において縦覧に供する。）
⑼　廃棄物等の保管施設の位置及び容量　位置　次の図のとおり、容量　43.14立方メートル
（「次の図」は省略し、沖縄県観光商工部商工振興課及び北谷町建設経済部経済振興課において縦覧に供する。）
⑽　大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻　開店時刻　午前９時、閉店時刻　午前１時
⑾　来客が駐車場を利用することができる時間帯　午前８時30分から午前１時30分まで
⑿　駐車場の自動車の出入口の数及び位置　出入口の数　入口１カ所、出口１カ所、出入口の位置　次の図のとおり
（「次の図」は省略し、沖縄県観光商工部商工振興課及び北谷町建設経済部経済振興課において縦覧に供する。）
⒀　荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯　午前６時から午後９時まで

３　意見書の提出方法及び提出期限
⑴　大規模小売店舗立地法第８条第２項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
⑵　意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県観光商工部商工振興課に提出すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第５条第１項の規定により、次のとおり新設の届出があった。

なお、関係書類は、平成22年４月16日から同年８月16日までの間、沖縄県観光商工部商工振興課及び那覇市経済観光部商工農水課において縦覧に供する。

平成22年４月16日

沖縄県知事　　仲　井　眞　　弘　多

１　届出年月日　平成22年２月16日
２　届出の概要
⑴　大規模小売店舗の名称及び所在地　（仮称）コープ小禄　那覇市鏡原町35番地の３号ほか
⑵　大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名　有限会社ホリデーメイト　那覇市鏡原町34番地18号　代表取締役　上原重光
⑶　当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名　生活協同組合コープおきなわ　浦添市西原一丁目２番１号　代表理事　宮城調俊
⑷　大規模小売店舗の新設をする日　平成22年10月17日
⑸　大規模小売店舗内の店舗面積の合計　1,040平方メートル

⑹　駐車場の位置及び収容台数　位置　次の図のとおり、収容台数　94台
（「次の図」は省略し、沖縄県観光商工部商工振興課及び那覇市経済観光部商工農水課において縦覧に供する。）
⑺　駐輪場の位置及び収容台数　位置　次の図のとおり、収容台数　10台
（「次の図」は省略し、沖縄県観光商工部商工振興課及び那覇市経済観光部商工農水課において縦覧に供する。）
⑻　荷さばき施設の位置及び面積　位置　次の図のとおり、面積　11.43平方メートル
（「次の図」は省略し、沖縄県観光商工部商工振興課及び那覇市経済観光部商工農水課において縦覧に供する。）
⑼　廃棄物等の保管施設の位置及び容量　位置　次の図のとおり、容量　12.27立方メートル
（「次の図」は省略し、沖縄県観光商工部商工振興課及び那覇市経済観光部商工農水課において縦覧に供する。）
⑽　大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻　開店時刻　午前９時、閉店時刻　午後11時
⑾　来客が駐車場を利用することができる時間帯　午前９時から午後11時まで
⑿　駐車場の自動車の出入口の数及び位置　出入口の数　入口２カ所、出口２カ所、出入口の位置　次の図のとおり
（「次の図」は省略し、沖縄県観光商工部商工振興課及び那覇市経済観光部商工農水課において縦覧に供する。）
⒀　荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯　午前７時から午後８時まで
３　意見書の提出方法及び提出期限
⑴　大規模小売店舗立地法第８条第２項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
⑵　意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県観光商工部商工振興課に提出すること。

病院事業局事項

沖縄県病院事業局訓令第３号

沖縄県病院事業局嘱託員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年４月16日

沖縄県病院事業管理者
病院事業局長　伊　江　朝　次

沖縄県病院事業局嘱託員設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県病院事業局嘱託員設置規程（平成18年沖縄県病院事業局訓令第７号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項に次の１号を加える。
⑶　給与制度運用支援等嘱託員
第４条に次の１号を加える。
⑼　給与制度運用支援等嘱託員　県立病院課における給与に関する事務的業務

別表中「

事務嘱託員	日額　7,600円		

」を「

事務嘱託員	日額　7,600円		
給与制度運用支援等嘱託員	日額　9,300円		

」に改める。

└──────┴──────┴──────┴──────┘」

附　則

この訓令は、平成22年４月16日から施行する。

教育委員会事項

沖縄県教育委員会告示第12号

沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例（平成18年沖縄県条例第72号）第11条第５項の規定により、次のとおり沖縄県立博物館・美術館の観覧料を承認した。

平成22年４月16日

沖縄県教育委員会
委員長　　比　　嘉　　梨　　香

１　施設の名称　沖縄県立博物館・美術館
２　指定管理者
　文化の杜共同企業体
　　代表者　那覇市おもろまち１丁目３番31号　株式会社沖縄文化の杜
　　那覇市おもろまち１丁目３番31号　株式会社沖縄タイムス社
　　浦添市勢理客三丁目９番11号　株式会社国際ビル産業
３　観覧料を承認した期間　平成22年５月18日から同年６月６日まで
４　観覧料の額
企画展　「遠き道－はて無き精進の道程－」

区　分		観覧料の額（１人につき）	
		個人の場合	団体の場合
美術館施設	一般	800円	640円
	大学生及び高校生	500円	400円
	中学生及び小学生	300円	240円

備考
１　「一般」とは、「大学生及び高校生」及び「中学生及び小学生」のいずれにも該当しない者（小学校就学の始期に達するまでの者を除く。）をいう。
２　「大学生及び高校生」とは、大学の学生及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいう。
３　「中学生及び小学生」とは、中学校の生徒及び小学校の児童その他これらに準ずる者をいう。
４　「団体の場合」とは、20人以上の団体で観覧する場合及び教育委員会規則で定める場合をいう。

公安委員会事項

沖縄県公安委員会規則第３号

沖縄県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年４月16日

沖縄県公安委員会

沖縄県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

沖縄県道路交通法施行細則（昭和47年沖縄県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。
第２条中「次の各号に掲げるもの」の次に「、第７条の２、第８条」を加える。
第７条第２項中「第49条の２第５項」を「第49条の５」に改め、同条第３項中「第49条の２第５項」を

「第49条の５」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、警察署長が緊急やむを得ない理由があると認めるときは、当該申請書によらないで許可の申請を行うことができる。

第７条第４項第２号中「周辺」の次に「（当該申請に係る駐車場所を中心としておおむね半径100メートルの範囲）」を加え、同項第３号中「当該」の次に「申請に係る」を、「自動車運転免許証」の次に「の写し」を加え、同条第５項中「第49条の２第５項」を「第49条の５」に改め、同条第６項中「第49条の２第５項」を「第49条の５」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第３項ただし書に規定する場合は、この限りでない。

第７条の次に次の１条を加える。

（高齢運転者等標章の申請等）

第７条の２　法第45条の２第１項の規定による届出又は同条第２項、同条第３項、同条第４項若しくは規則第６条の３の３の規定による公安委員会に対する高齢運転者等標章の申請、再交付の申請、返納若しくは記載事項の変更の届出は、沖縄県内のいずれかの警察署長を経由して行うものとする。

別表第１に次のように加える。

肝臓機能障害	一級から三級までの各級

別表第２に次のように加える。

肝臓機能障害	特別項症から第三項症までの各項症

附　則

この規則は、平成22年４月19日から施行する。

海区漁業調整委員会事項

沖縄海区漁業調整委員会指示22第２号

沖縄海区におけるマチ類資源の保護培養を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第１項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成22年４月16日

沖縄海区漁業調整委員会
会長　　桃　　原　　仁　　一

（定義）

１　この指示において「ひき縄づり」とは、釣糸及び釣針を有する漁具を船舶によってひきまわして行う釣漁法をいう。

（保護区の設定）

２　マチ類資源の保護培養を図る区域は、次の表の左欄に掲げる保護区とし、当該保護区の範囲は、それぞれ同表の中欄に掲げるとおりとし、当該保護区において、それぞれ同表の右欄に掲げる保護期間は、ひき縄づり以外の漁法により漁業を行ってはならない。

保護区の名称	保護区域	保護期間
イチャビラー	次に掲げる各地点を順次に結んだ線により囲まれた区域 （世界測地系） 地点Ａ　北緯26度37.0分、東経128度18.0分 地点Ｂ　北緯26度35.5分、東経128度20.0分 地点Ｃ　北緯26度32.5分、東経128度17.0分 地点Ｄ　北緯26度34.0分、東経128度15.0分	平成22年７月１日から同年９月30日まで

北タイキュウソネ	次に掲げる各地点を順次に結んだ線により囲まれた区域 （世界測地系） 地点Ａ　北緯25度55分、東経126度35分 地点Ｂ　北緯25度55分、東経126度49分 地点Ｃ　北緯25度47分、東経126度49分 地点Ｄ　北緯25度47分、東経126度35分	平成22年５月１日から同年11月30日まで
水納北	次に掲げる各地点を順次に結んだ線により囲まれた区域 （世界測地系） 地点Ａ　北緯24度57.5分、東経124度35.0分 地点Ｂ　北緯24度57.5分、東経124度50.0分 地点Ｃ　北緯24度50.0分、東経124度50.0分 地点Ｄ　北緯24度50.0分、東経124度35.0分	平成22年４月２日から同年６月30日まで及び平成23年１月１日から同年４月30日まで
第２多良間堆東	次に掲げる各地点を順次に結んだ線により囲まれた区域 （世界測地系） 地点Ａ　北緯24度40分、東経125度00分 地点Ｂ　北緯24度40分、東経125度05分 地点Ｃ　北緯24度32分、東経125度05分 地点Ｄ　北緯24度32分、東経125度00分	平成22年４月２日から平成23年４月30日まで
沖ノ中ノソネ	次に掲げる各地点を順次に結んだ線により囲まれた区域 （世界測地系） 地点Ａ　北緯24度09分、東経123度04分 地点Ｂ　北緯24度09分、東経123度21分 地点Ｃ　北緯24度00分、東経123度21分 地点Ｄ　北緯24度00分、東経123度04分	平成22年11月１日から平成23年３月31日まで

（指示の有効期間）

３　この指示の有効期間は、平成22年４月２日から平成23年４月30日までとする。

発行所
沖縄県総務部
総務私学課
電話　098-866-2074

印刷所　有限会社　ドリーム印刷
〒901-1117 南風原町字津嘉山1537-6
販売所　株式会社リウボウ（沖縄県官報販売所）〒900-8503
那覇市久茂地１丁目１番１号・デパートリウボウ内１Ｆ
購読料　１部１箇月1,800円